

## 2. 関係法令、上位計画及び関連計画と本計画の位置付け

本計画は、公共交通に係る法律や指針の他、上位・関連計画として国・北海道、各市町が策定しているまちづくりに関する計画等と整合性を図りながら策定します。

### 2-1 関係法令

#### (1) 交通政策基本法（平成 25 年 12 月施行）

同法では、交通が担うべき役割などが示されており、特に地方公共団体が行うべき施策として「まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携」が示されています。

<p><b>基 本 的 認 識</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通の果たす機能               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の自立した生活の確保</li> <li>・活発な地域間交流・国際交流</li> <li>・物資の円滑な流通</li> </ul> </li> <li>○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要</li> </ul>
<p><b>交 通 の 役 割</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機能の確保・向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化の進展等に対応しつつ、地域の活力の向上などに寄与</li> </ul> </li> <li>○環境負荷の低減               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通による環境への負荷の低減</li> </ul> </li> <li>○様々な交通手段の適切な役割分担と連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通手段の特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携</li> </ul> </li> <li>○交通の安全の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全対策基本法等に基づく交通安全施策と十分に連携</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>地 方 公 共 団 体 の 責 任</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策の策定・実施</li> <li>※まちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ総合的かつ計画的に実施</li> </ul>
<p><b>交 通 関 連 事 業 者 等 の 責 務</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国または地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力</li> <li>○運行業務に係る正確かつ適切な情報の提供</li> </ul>
<p><b>国 民 等 の 役 割</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国または地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力</li> <li>○自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組む</li> </ul>

## (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月施行、令和 5 年 10 月一部改正）

同法では、地域公共交通計画の策定にあたって「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」が求められるとともに、持続可能な地域公共交通の構築に向け、「地域における輸送資源の総動員」による地域公共交通の維持・確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになりました。

改正の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域が自らデザインする地域の交通<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成</li><li>-地方公共団体による地域公共交通計画作成が努力義務化</li><li>-バス・タクシー等の従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け、きめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）</li><li>-定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等、データに基づくPDCAを強化</li><li>・地域における協議の促進</li></ul></li><li>○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実<ul style="list-style-type: none"><li>-様々な補助メニューや制度を創設</li><li>・輸送資源の総動員による移動手段の確保</li><li>-地域に最適な旅客運送サービスの継続（地域旅客運送サービス継続事業）</li><li>-自家用有償旅客運送の実施の円滑化</li><li>-貨客混載に係る手続の円滑化</li><li>・既存の公共交通サービスの改善の徹底</li><li>-利用者目線による路線の改善、運賃の設定（地域公共交通利便増進事業）</li><li>-Ma a Sの円滑な普及促進に向けた措置</li></ul></li><li>○地域公共交通の「リ・デザイン」<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の関係者の連携と協働の促進</li><li>-目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加</li><li>-地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加</li><li>・ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充</li><li>-自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」を創設</li><li>・バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充</li><li>-自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設</li><li>-AI オンデマンド、キャッシュレス決済、EVバスの導入等の交通DX・GXを推進する事業を創設</li><li>・鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設</li><li>-地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする協議運賃制度を創設</li></ul></li></ul>
-------	---

2-2 上位計画・関連計画

(1) 国が策定するもの

計画名・年次	計画内容
<p>○第2次交通政策基本計画 -令和3（2021）年度から 令和7（2025）年度</p>	<p>■基本の方針A 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保 目標①：地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現 ・地域公共交通の維持確保の取組 ・新型コロナの影響を踏まえた支援 ・多様なニーズに応えるタクシー運賃 等 目標②：まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進 ・まちづくりと公共交通の連携強化 ・徒歩、自転車も含めた交通のベストミックス実現 等 目標③：交通インフラ等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・バリアフリー整備目標の実現（旅客施設、車両等） 等 目標④：観光やビジネスの交流拡大に向けた環境整備 ・地域での快適な移動環境整備 等</p> <p>■基本の方針B 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標①：人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化 ・コロナ禍での航空ネットワークの維持 等 目標②：交通分野のデジタル化の推進と産業力の強化 ・交通関連情報のデータ化・標準化 等 目標③：サプライチェーン全体の徹底した最適化等による物流機能の確保 ・物流ネットワークの構築 等</p> <p>■基本の方針C 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 目標①：災害リスクの高まりや、インフラ老朽化に対応した交通基盤の構築 ・インフラ・車両・設備の老朽化対策 等 目標②：輸送の安全確保と交通関連事業を支える担い手の維持・確保 ・交通事業の働き方改革推進による人材の確保・育成 等 目標③：運輸部門における脱炭素化等の加速 ・公共交通の利用促進（Ma a S普及等） 等</p>

(2) 北海道が策定するもの

1) 各種計画

北海道の各種計画では、公共交通について、国や各自治体と連携した取組の推進、Ma a Sなどの先端技術の活用、地域関係者・交通事業者・物流事業者などが一体となった取組の推進、交通モード間の連携によるシームレスな公共交通の検討等を行うこととしています。

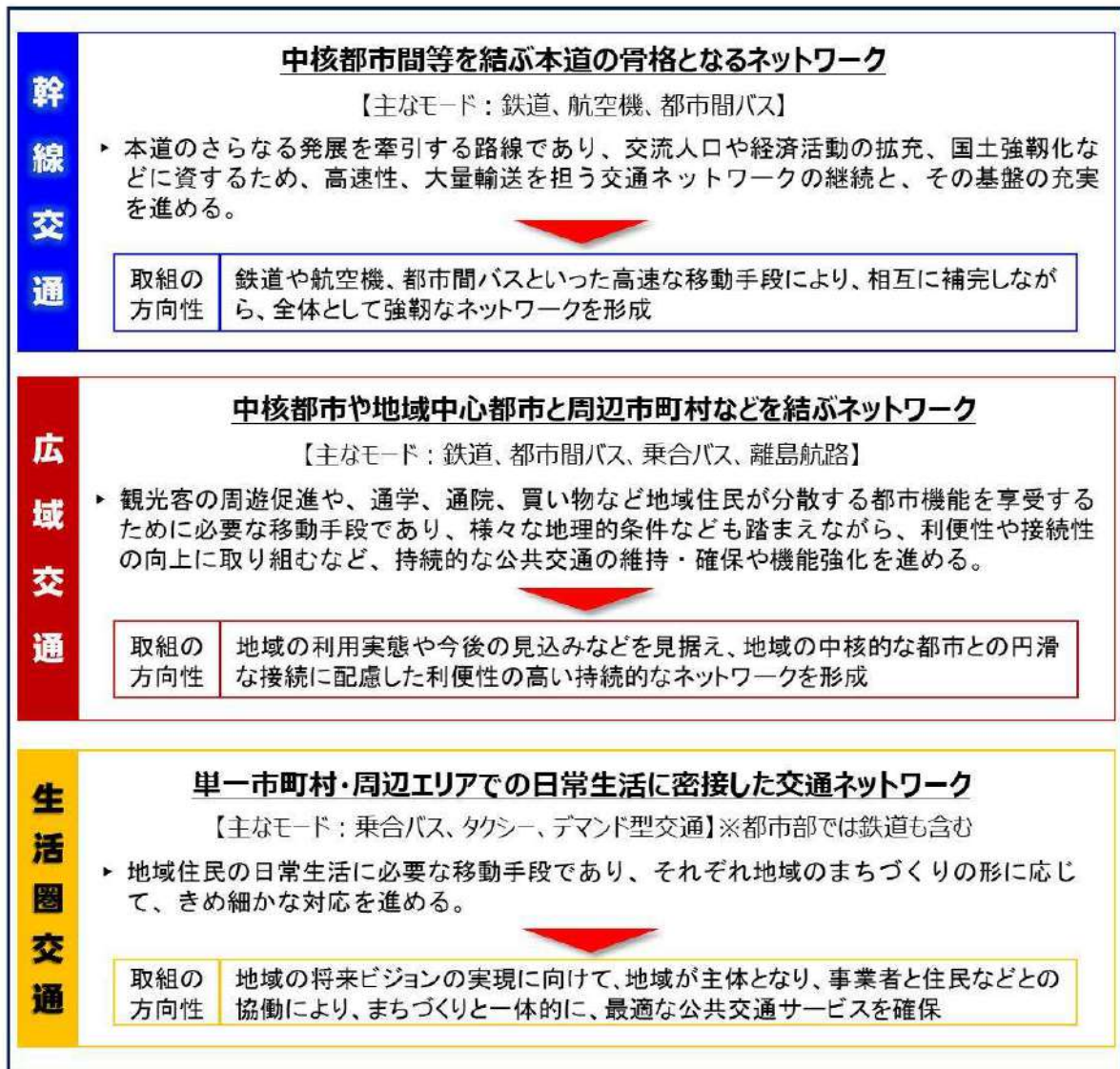
表 2-1 北海道各種計画における公共交通に関する施策（1/2）

計画名・年次	計画内容
<p>○北海道総合計画 -平成 28 (2016) 年度から 令和 7 (2025) 年度</p>	<p>■地域で互いに支え合うまちづくりの推進 ○買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信 ○日常生活に必要な不可欠な生活交通の確保 ○街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携 ■個性と魅力を活かし様々な連携で進める地域づくり ○広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成 ■連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成 ○鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実 ○高規格道路の整備 ○高速交通体系の形成促進 ○幹線やラストワンマイルでの共同輸送などの物流効率化の促進 ○交通・物流を担う人材の確保・育成 ○道路網や都市内交通環境の充実 ○国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築 ○感染症対策を取り入れた移動における感染リスクの低減 ○公共交通機関の安全性や感染症対策の状況を正確に利用者に伝達 ○交通インフラ整備と自動運転やMa a S等との連動 ○交通事業者をはじめとする幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整備</p>
<p>○第 2 期 北海道創生総合戦略 -令和 2 (2020) 年度から 令和 6 (2024) 年度</p>	<p>2 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会 (3) 主な施策 ③ 地域を支える持続的な交通ネットワークの構築 ・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。 ・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実情に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。</p>
<p>○北海道交通政策総合指針 -平成 30 (2018) 年度から 令和 12 (2030) 年度</p>	<p>■シームレス交通戦略 ○地域の課題解決に向けた交通事業者、行政、住民など関係者による強力なタッグチーム ○関係者が一体となった最適な交通ネットワークの構築 ○持続的な鉄道網の確立 ○使いやすさと分かりやすさ、快適さを追求した公共交通 ○公共交通を大切に考える考えとその行動力で地域を守る ■地域を支える人・モノ輸送戦略 ○地域とともに創る生活交通ネットワーク ○輸送事業者や地域と連携した輸送の「共同化」「効率化」の促進 ○多様な人材の確保・育成 ■インバウンド加速化戦略 ○全道各地をスムーズにつなぐ交通ネットワーク ○空港や駅からの交通アクセスの整備等による全道周遊の促進</p>

表 2-2 北海道各種計画における公共交通に関する施策（2/2）

計画名・年次	計画内容
<p>○北海道交通政策総合指針 重点戦略 -令和3（2021）年度から 令和7（2025）年度</p>	<p>Ⅱ ポストコロナを見据えた重点戦略 1 シームレス交通戦略 具体的な取組－利用促進 ■地域公共交通計画策定に向けた検討・協議 ・従来の公共交通サービスに加え、福祉輸送やスクールバス等の地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保に向け、国や道、市町村、地域の交通事業者が連携、検討・協議しながら、住民の移動ニーズを踏まえた「地域公共交通計画」の策定を進める。</p>
<p>○北海道 新広域道路交通 ビジョン・計画 -令和3（2021）年から 概ね20～30年間</p>	<p>○札幌都心部における交通拠点を整備するとともに、圏域中心都市や地方部の市街地における交通結節機能の強化 ○周遊観光の促進や物流の効率化を図るため、道の駅等を活用した輸送拠点を構築 ○多様なデータの蓄積・活用による道路交通に関連する課題の解消に向けた取組の高度化 ○新たな技術とインフラ整備を連動させた交通マネジメントの高度化</p>
<p>○新・ほっかいどう 社会資本整備の 重点化方針 -平成29（2017）年度から 令和9（2027）年度</p>	<p>4) 地域の特色を活かした産業の活性化 ○食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり 5) グローバル化に対応した活力ある社会の構築 ○協働によるまちづくりの推進と地域の可能性を広げる ICT の活用 ○個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり 6) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備 ○連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成</p>
<p>○第5期北海道観光の くにづくり行動計画 -令和3（2021）年度から 令和7（2025）年度</p>	<p>第4 北海道観光が将来的にめざす姿 ○誰もが安全・安心・快適に滞在 ◆道内観光地間を快適に移動できる二次交通 ◆多言語・多様な媒体での迅速かつ正確な情報発信 第6 施策展開の方向性及び各施策 2 量×質の追求 (5) AI、IoT等先端技術導入による観光産業の収益構造の改善 ○Ma a S等シームレス交通の全道展開 5 観光インフラの強靱化 (1) 広域観光の拠点としての道内空港等の利活用 ○Ma a S等シームレス交通の全道展開 ○広域連携・周遊観光の促進</p>
<p>○第11次北海道 交通安全計画 -令和3（2021）年度から 令和7（2025）年度</p>	<p>第2部 講じようとする施策 第1章 道路交通の安全 1 道路交通環境の整備 (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実 (11) 交通需要マネジメントの推進 ア 公共交通機関利用の促進 3 安全運転の確保 (1) 運転者教育等の充実 カ 高齢運転者対策の充実</p>

＜北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ＞



幹線交通、広域交通、生活圏交通の3つの階層を基本に、一定の地理的範囲として「道央・道南」、「道北」、「道東」の3つの交通ネットワーク形成圏を設定

出典：北海道総合政策部「北海道交通政策総合指針

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29\_shishinsakutei.html)」

図 2-1 北海道交通政策総合指針に示される北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ